

## 議会運営委員会記録

1 日 時 令和7年10月28日（火曜日）

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前10時27分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長	鋪田博紀
副委員長	江西照康
委員	柏佳枝
"	織田伸一
"	久保大憲
"	松井邦人
"	金谷幸則
"	舎川智也
"	高田真里
"	東篤

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議員	金山茜
"	野上明人
"	福田敏彦
"	金井毅俊
"	大島満
"	市田龍一

議 員 尾 上 一 彦  
// 村 上 和 久  
// 赤 星 ゆかり

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

事務局長	中 村 敏 之
事務局次長	本 郷 由 佳
参事（庶務課長）	澤 野 重 雄
議事調査課長	鳥 取 則 子
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課副主幹（調査係長）	谷 端 裕美子
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	江 部 なな恵

## 7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。まず、委員会記録の署名委員に高田委員、東委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、大きな協議事項の1番目、12月定例会の運営についてであります。

お手元に配付の資料1を御覧ください。

まず、市長から11月28日（金曜日）に12月定例会を招集いたしたいとの申出がありましたので、御承知おき願います。

次に、議案説明会については、11月21日（金曜日）に開催となりますので、御承知おき願います。

また、議案書は、11月25日（火曜日）に当局より配付されます。

それでは、具体的な協議に入ります。

まず、1つ目の決算の認定時期についてであります。決算の審査については、10月8日、9日、10日、14日及び16日に開催されました予算決算委員会及び各分科会において既に終了しているところであります。

そこで、今年度においても昨年度と同様に、12月定例会初日の本会議において決算の審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、2つ目の会期及び審議日程についてであります。

まず、審議日程についてでありますが、お手元の資料1に記載しました日程（案）としてはどうかと考えており、招集日以降の日程について読み上げたいと思います。それでは、申し上げます。

11月28日（金曜日）本会議（提案理由説明、決算分の委員長報告・質疑・討論・採決ほか）、11

月29日（土曜日）、11月30日（日曜日）休会、12月1日（月曜日）、12月2日（火曜日）議案調査日、12月3日（水曜日）本会議（一般質問）、12月4日（木曜日）本会議（一般質問）、12月5日（金曜日）議案調査日、12月6日（土曜日）、12月7日（日曜日）休会、12月8日（月曜日）本会議（一般質問）、12月9日（火曜日）本会議（一般質問）と予算決算委員会（前期全体会）、12月10日（水曜日）経済教育分科会及び経済教育委員会、12月11日（木曜日）厚生分科会及び厚生委員会、12月12日（金曜日）建設分科会及び建設委員会、12月13日（土曜日）、12月14日（日曜日）休会、12月15日（月曜日）総務環境分科会及び総務環境委員会、12月16日（火曜日）予算決算委員会（後期全体会）、12月17日（木曜日）議案調査日、12月18日（金曜日）本会議（委員長報告・質疑・討論・採決ほか）となります。

日程については、以上のとおりであります。

したがって、会期は11月28日から12月18日までの21日間となります、会期及び審議日程については、以上のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、12月定例会における討論の通告期限について、確認しておきたいと思います。

まず、定例会初日、11月28日の決算に係る討論・採決に向けた通告期限については、11月26日（水曜日）の午後5時までを第一期限とし、これと対になる立場での討論の通告期限が11月27日（木曜日）の正午までとなります。

次に、最終日、12月18日の討論・採決に向けた通告期限については、12月16日（火曜日）の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が12月17日（水曜日）の正午までとなりますので、併せて御承知おきください。

次に、3つ目の一般質問及び議案質疑についてであります。

お手元の資料1に記載のとおり、一般質問予定者及び質問順番の各会派からの報告期限が11月25日（火曜日）の正午まで、次に、一般質問予定書の提出期限については、11月26日（水曜日）の午後3時までであります。

なお、提出された質問項目の一覧につきましては、でき次第、チームズにより配付させていただきますので、一般質問予定者が自身でその内容を確認し、重複している場合には、会派間、議員間で調整をしていただきたいと思います。

その上で、今定例会初日、11月28日（金曜日）の正午までに一般質問の正式な質問通告を提出していただきます。

毎度お話ししておりますが、発言通告書を提出する際には、通告時間に見合った量の質問となるよう、十分配慮していただきたいと思います。

また、その際にもし質問の補足として配付したい資料があれば、併せて事務局へ御提出ください。

提出された資料があれば、12月1日（月曜日）の本委員会にて、資料の配付を認めるかについての協議を行いたいと思います。

次に、一般質問の質問時間についてですが、参考までに、9月定例会終了時の会派ごとの質問時間と残時間の一覧表を配付しておきましたので御確認ください。

なお、一般質問の午前何人、午後何人という割り振りについては、12月1日（月曜日）に開催いたします本委員会において決定したいと思います。

また、市長から当初提案された議案の質疑については、一般質問と一括して行うことになりますので、御承知おき願います。

次に、4つ目の請願・陳情につきましては、開会日の正午までに受理したものを今定例会に提出することになっておりますので、今回は11月28日（金曜日）の正午までとなります。

提出されました請願・陳情につきましては、12月

1日（月曜日）の本委員会において、一括して報告いたします。

次に、5つ目の議員提出の意見書（案）、決議（案）につきましては、一般質問最終日の前日の午後5時までとなっておりますので、今回は12月8日（月曜日）の午後5時までとなります。

次に、6つ目の追加議案についてであります。

農業委員会委員1名の人事案件が定例会最終日に追加提案されることになりますので、御承知おき願います。

次に、7つ目の選挙についてであります。

三郷利田用水市町村組合議会議員につきましては、令和7年12月23日に任期が満了いたします。

そこで、今定例会において、任期満了前であります12月18日（木曜日）の本会議で選挙を行うことになりますので、御承知おき願います。

次に、大きな協議事項の2番目、富山市議会傍聴規則の一部改正についてであります。

このことについては、去る10月16日に開催されました各派代表者会議において、資料2の改正素案のとおりとすることで了承が得られております。

そこで、この改正につきましては、議会運営委員会の議員提出議案として、今定例会初日の11月28日（金曜日）に上程し、私から提案理由説明を行い、議案質疑の後、委員会付託を省略して、直ちに討論・採決を行うことにいたしたいと思いますが、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、この議員提出議案に対する議案質疑、討論の通告期限について確認しておきたいと思います。

まず、議案質疑の通告期限については、質疑が行われる日の前日、11月27日（木曜日）の正午まで、討論の通告期限については、11月26日（水曜日）の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が11月27日（木曜日）の

正午までとなりますので、御承知おき願います。  
それでは、今ほどの富山市議会傍聴規則の一部改正等を踏まえて、11月28日の本会議の進め方について、お手元の資料3に沿って、事務局より説明させます。

議事調査課長 〔資料3により説明〕

委員長 それでは、11月28日の本会議の進め方につきましては、今ほど説明のありましたとおり進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。  
次に、大きな協議事項の3番目、陳情の取扱いについてであります。  
このことについては、去る8月28日の本委員会において協議を行いましたが、継続協議となっておりました。  
そこで、本日改めて皆さんのお意見をお伺いしたいと思います。

松井委員 会派に持ち帰って協議した結果ですが、今まで陳情として提出されたものの中には私たちが気づかない指摘などもありますし、そのような点では、やはり市民の声を聞かせてもらえることはとても重要なことであるだろうと思っています。  
しかし、近年の陳情の内容を見ると、個人的な事柄が書いてあるものや、富山市というよりも国が対応すべき事柄も散見されまして、市議会での審査にはなじまないものも見受けられるようになってきていると思います。  
陳情が提出された場合、多分どの会派もその内容に關して皆さんで共有されていると思いますし、前回も言いましたが、陳情が審査されなかったとしても、例えば私たち議員から見て必要だというものがあれば、紹介議員という立場で請願としてしっかり議論

することもできると思います。また、その内容を見て一般質問や委員会での質疑をすることによって、陳情者の思いも酌み取りながら議論や理解を深められるのではないかと思いますので、ただやみくもに審査するというのではなく、議員に配付して皆さんに決めていただく形がいいのではないかと思っています。

東委員 立憲民主党会派としては、現状の取扱いをそのまま続けていけばいいのではないかと考えております。確かに今、松井委員からもありましたように、個人的な事柄や国が対応すべき事柄など陳情としてなじまないものも見受けられますけれども、陳情として取り扱うのかどうかという線引きは大変難しいところがあると思います。また、陳情として提出されたものが議員への配付のみで終わることになると、委員会等での陳情に関わるいろいろな発言や議論等がなくなり、そもそも陳情が提出されたことすら記録として残らないことになるのではないかと。そうなると、陳情という国民の権利そのものが果たして守られていくのかという点で少し疑問があります。また、議長が内容を見て要望扱いとするなどの判断もされておりますので、現状のとおりの取扱いでよいかと思います。

久保委員 何点か事務局にも確認させていただきたいと思いますが、まず、立憲民主党さんが言われた陳情に関する権利についてです。請願権という権利は憲法で定められておりますが、陳情に関する権利は地方自治法や憲法など何らかの法律において定められているのかどうか、説明をお願いします。

議事調査課長 今ほど久保委員がおっしゃったように、請願権は日本国憲法で保障された国民の基本的な権利でありますけれども、陳情権というものがはっきり定められたものはありません。陳情とは、行政機関に実情を訴えたり要望を伝えたりするための手段で、市民の

誰もが自由に提出することができるものであります  
が、請願とは異なり、憲法で保障された権利ではな  
く、地方自治法上での明文規定も今はなど、法  
的保護は受けておりません。審議方法なども、それ  
ぞれの議会で異なると考えております。

久保委員

そもそも請願権とは、行政、地方公共団体に対して  
その職務に関する事項についての希望、苦情、要請  
を申し立てる権利であると。このような権利が国民  
にはあるのです。ですので、陳情が提出された場合  
に例えばどなたか1人でも賛同者がいて請願の紹介  
議員になれば、憲法で定められた一請願権が守られ  
た中で議会で議論され、採決まで行うことになると。  
私が問題だと思っていることとして、陳情を議題と  
して取り扱う場合、今はどうしても採決まで行うこと  
になるのです。

そもそも日本では議会制民主主義が取られていまし  
て、首長と議員が議会に議案を提出することができる  
のです。議員が議会に議案を提出する権利は地方  
自治法第112条に定められておりまして、議案を  
提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以  
上の賛成が必要だと。要するに、議案を提出して議  
決するということはそれだけ重いことであって、議  
決自体も大変重い効力を持っているのです。

現状では紹介議員がいない陳情を議題として取り扱  
って採決をし、その結果をもって行政機関に対して  
対応を求めていますが、やはり最低限、請願のよう  
な形でなければならぬと私は思っています。

また、議員への配付であっても、議員1人1人がそ  
れぞれしっかりと市民の声に耳を傾けて、議員・議  
会として対応していくれば、決して軽視でもなければ、  
より市民の声に基づいた活動をしていることになる  
と思いますので、そのような点も大事なのだろうと  
思います。

先ほど立憲民主党さんが言われた記録に残らないと  
いうことについて、現状、提出された陳情について  
の記録は残らないのでしょうか。今、事務局で分か  
りますか。

議事調査課長 陳情につきましては、受理した段階で起案して記録として残しております。

久保委員 このように、陳情が提出され議長が受け取ったこと、全ての議員の皆さんにしっかりとお伝えしたことの記録は議会の中できちんと残ると思いますので、陳情が全くなかったものになるということではあります。

そのあたりを総合的に踏まえますと、立憲民主党さんは現状どおりと言わされました、請願もしくは議員活動、会派活動の中で十分補完できるものであって、毎回議長の判断や議会運営委員会での協議を経てまで議題として取り扱うものではないと思います。

柏委員 公明党会派としては、前回は今までどおりという意見を言わせていただいたのですけれども、前回の協議で各会派の皆さんいろいろな議論を聞かせていただきました。その上で、今回会派でしっかりと考えたのですが、委員会付託をしなくとも、今までどおりしっかりと市民の皆さんとの声を聞き各会派で丁寧に議論を深めて精査して、紹介議員となることや委員会で質問することなど、各会派でしっかりと責任を持って対応していけばいいのかなと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ここで、委員外議員である赤星議員より、事前に発言の申出書が提出されておりますので、お諮りいたします。

赤星議員の発言を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手全員であります。

よって、赤星議員の発言は許可することに決定いたしました。

それでは、赤星議員、どうぞ。

赤星議員 許可していただきましてありがとうございます。陳情の取扱いについて、意見を言わせていただきたいと思います。

富山市議会では、これまで陳情についても請願に準じて丁寧に審査してきたということは、富山市議会が市民の皆さんに胸を張れることだと思います。

請願の紹介議員を見つけられない人も多くいるのではないかと思いますし、そのような方々も陳情という形で提出できるということは本当に大切なことだと思います。

憲法第16条の請願権について、地方議会に提出する場合は議員の紹介が必要だということは請願法に定められておりますけれども、陳情についても請願の一種だという学者さんの御意見もございます。ですから、請願権を補完するという意味合いもあるのではないかでしょうか。

実際に本年9月定例会の前には、補聴器購入に公費助成制度の創設を求める請願の紹介議員になっていただきたいとの依頼で提出者が全会派を回られたのですけれども、紹介議員となったのは私1人でした。もし陳情が審査されず、誰も紹介議員にならなかつた場合、その方々はこの切実な願いを議会に出すこともできませんでした。

また、前任期中ですけれども、小・中学校の特別教室に早くエアコンを設置してほしいということで、まず一昨年9月定例会に請願が出されましたが不採択となり、翌12月定例会にほぼ同じ内容の陳情が出されて、全会一致で採択されて市教育委員会が動かざるを得なくなつたという、そのような力もあります。

あとは、先ほど松井委員もおっしゃいましたけれども、陳情の審査を通して市政の大事な問題や課題に気づかされることも多々あります。例えば、独り暮らしの高齢者宅へのごみ収集の問題については、陳

情が採択されました。また、最近ではＬＥＤ、デジタルサイネージの問題などもありました。

ですから、これまでどおり、富山市政の問題に関する陳情については審査するというように議長に御判断いただき、請願に準じた審査を行っていくべきだと私は考えております。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

委員長 それでは、今の発言等を踏まえて、改めて各会派からほかに御意見はございませんでしょうか。

舎川委員 赤星議員のおっしゃることは当然だと思います。この陳情については法的保護を受けていないこともありますけれども、一番の問題は、全ての陳情について審査するのかどうかの判断をする議長に負担がかかっていることだと。配付という言葉は少し軽く感じるかもしれませんけれども、議員全員が陳情について問題意識を持って情報共有して、必要だと思う方が質問など様々な活動につなげていってこそ陳情の自由が担保されるのだと思います。もしも市民の声である陳情を取り上げない議会だとなれば当然批判を受けるべきですし、市民の考えを取り入れない議会だと非難されます。そのようなことのないよう、陳情に対してさらに真剣に向き合うことができるのではないかと思いますので、議員への配付でよろしいかなと私は思います。

久保委員 議長に決めてもらおうという考え方ではなくて、おののが市民の声にきっちり向き合って、請願として取り扱うべきだというものがあれば、議員個人で決めることがあります。配付されたまま見て見ぬふりをするような議会なのか—そうではなく、議員がちゃんと目を通して、議論や調査・研究を行うべきものや請願として取り扱うべきものなど、まずは議員個人が判断するべきで、全部議長にお任せするので、紹介議員にはならないけれども議題としては取り扱ってほしいというのは

無責任な話だと思います。

配付されたものを議員が読んでその願意をしっかりと受け止めて、それを基に議会活動を行っていくという姿勢が必要だと舎川委員も言われたのだと思います。

新しい任期に入って、それぞれが市民の負託を受けて議員バッジをつけています。

議員への配付が制度の後退であるなどという認識は全くありませんし、これからも市民に寄り添った議会になるよう、議員への配付で十分だろうと思います。

その上で、様々な意見があることは分かることですが、議会ですから、採決によって今後の方針をしっかりと定めるべきだと思いますので、委員長に御采配をお願いいたします。

委員長 ただいま久保委員から、陳情は、審査を行わず会派への配付のみと変更することについて、採決を行わ  
れたい旨の発言がありました。

これより、陳情は、審査を行わず会派への配付のみと変更することについて、挙手により採決いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、お諮りいたします。  
陳情の取扱いについては、審査を行わず、会派への配付のみとすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手多数であります。  
よって、そのように決定いたします。  
なお、本日の協議結果につきましては、議長に報告いたしたいと思います。  
以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。  
これをもって、議会運営委員会を閉会いたします。

令和 7 年 1 2 月 定例会  
(令和 7 年 1 0 月 2 8 日)  
議会運営委員会 記録署名

委 員 長 館 田 博 紀

署名委員 高 田 真 里

署名委員 東 篤